

コミュニティ・スクール って何?!

～魅力からつくり方まで、お教えします～



平成28年7月

文部科学省
初等中等教育局参事官付

もくじ

【コミュニティ・スクールとは?】 P1

- P1 だから、コミュニティ・スクールにしました
- P2 コミュニティ・スクールの仕組みを取り入れるメリット・魅力は何?
- P3 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について
- P4 コミュニティ・スクールの成果と課題

【コミュニティ・スクールの組織・運営】 P6

- P6 「学校運営協議会規則」作成のポイント
- P8 学校運営協議会の設置に向けた準備
- P9 学校運営協議会委員を選出するときのポイント
- P9 学校運営協議会で協議する内容
- P10 「熟議」・「協働」・「マネジメント」
- P11 都道府県・市区町村教育委員会の役割と推進方策
- P12 幼稚園、高等学校、特別支援学校の特性を踏まえた在り方
- P13 コミュニティ・スクール導入等促進事業(補助事業)
- P14 研修を充実させる(教育委員会の支援)



【既存の取組や仕組みをベースとして学校運営協議会制度へ】 P15

- P16 学校支援地域本部等から学校運営協議会への発展
- P17 学校関係者評価委員会から学校運営協議会への発展
- P18 学校評議員から学校運営協議会への発展

【参考資料】 P19

- P19 コミュニティ・スクールに関する最新の動向
- P20 学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制
- P21 「次世代の学校・地域」創生プラン
- P22 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (第47条の5)
- P23 条文解説
- P25 学校運営協議会規則の例
- P27 コミュニティ・スクールに関する情報源



これからの時代を生きる子供たちのために

これからの学校は、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、教育課程を工夫し、教育活動を展開する必要があります。だからこそ、保護者や地域住民とお互いの情報や課題を共有し、「これからの時代を生きる子供たちのために」という共通の目標・ビジョンを持って、同じベクトルで日々の教育活動を進めていきたいと考えたからです。

社会総掛かりで子供たちを育む体制を作るために

学校評議員の方からは、これまでたくさんの御意見をいただき、学校運営に反映してきました。この仕組みを発展させ、さらに多くの地域住民や保護者に子供たちの成長に関わっていただけるような学校にしていきたい、信頼できる大人と関わる機会をたくさん作りたいと考えたからです。



連携・協働体制の構築に向けて

私たちの町には、社会教育関係団体がたくさんあります。それらの団体等と学校との関係を一度整理し、目標や役割等について話し合う場を設定したいと考えました。学校と地域はパートナーとして連携・協働し、子供たちの学びを充実させていく必要があると考えます。



義務教育9年の学びの充実のために

小中一貫教育を実現するためには、教育課程だけでなく、子供たちの家庭や地域の中での学び、発達段階に応じた心の成長等も一緒に考える必要があります。そこで、保護者や地域住民と子供たちの義務教育9年について話し合う場として、学校運営協議会を設置する必要があると感じました。



地方創生を目指して

この町の人口減少は喫緊の課題です。学校と地域の両方を元気にするには、地域全体で共通の目標・ビジョンを持って取り組む「コミュニティ・スクール」の仕組みが必要だと思ったからです。



コミュニティ・スクールの仕組みを取り入れるメリット・魅力は何？

従来より地域との連携を進めているが、コミュニティ・スクールになるメリットや魅力ってどんなところ？

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを導入することによるメリットとして、主に以下の3つが挙げられます。

① 組織的・継続的な体制の構築 = 持続可能性

校長や特定の教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「**持続可能な仕組み**」です。

② 当事者意識・役割分担 = 社会総掛かり

学校運営協議会や熟議等を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「**目標・ビジョンを共有**」できます。

③ 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の「**基本方針の承認**」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「**役割分担をもって連携・協働による取組**」ができます。

コミュニティ・スクールは、学校運営や学校の課題に対して、広く**保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組み**です。当事者として、子供の教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実するとともに、関わる全ての人に**様々な魅力が広がっていきます**。

子供にとっての魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。



教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。



保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まります。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。



地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

地域社会のつながりや支え合いの希薄化（生産年齢）人口減少の進行
子供たちの規範意識や社会性等の課題 児童虐待の増加 貧困問題の深刻化
複雑化・多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担 グローバル化の進展

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、**社会総掛かりでの教育の実現**が不可欠です。

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「**地域とともにある学校**」へと転換していくことを目指して取組を推進していくことが必要です。

コミュニティ・スクールは「**地域とともにある学校づくり**」に有効なツールです

コミュニティ・スクールとは、「**学校運営協議会**」を設置している学校を指します。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】 H16制定

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を置く学校を指定

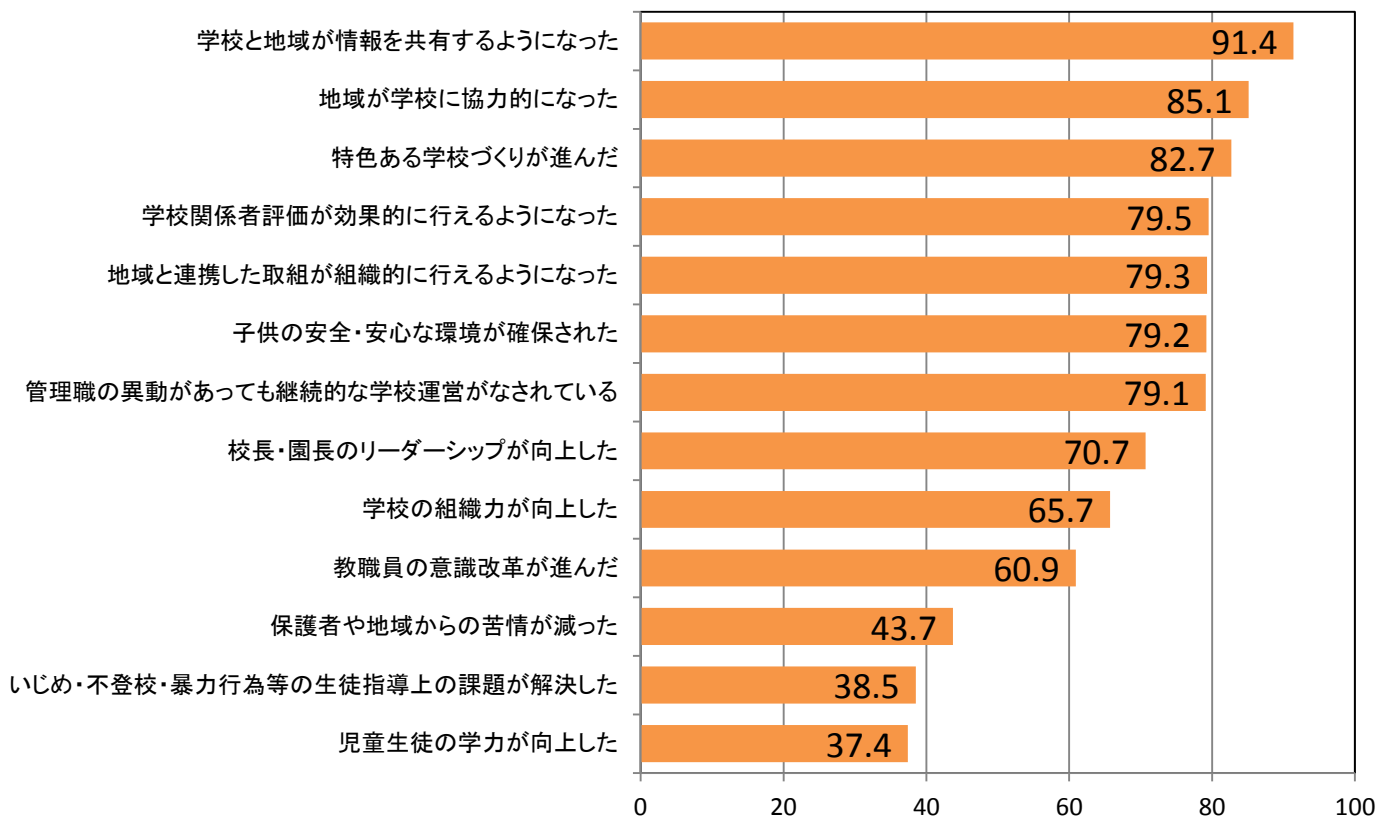
- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**すること（必須）
- **学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができること
- **教職員の任用に関して**、教育委員会に**意見を述べる**ことができること



※ **学校運営の責任者は校長**であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

成果

コミュニティ・スクールに指定された学校では、地域連携に関する成果のみならず、教職員の意識改革や、学力向上・生徒指導の課題解決においても、**成果**を認識しています。



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校と地域の情報共有・協力・連携・相互理解

学校関係者評価の充実

教職員の意識改革

学校・地域の課題解決

学校が**元気**に！

地域が**元気**に！

コミュニティ・スクールで変わる
地域とともにある学校の姿

好循環

が生まれています

③ 学校・家庭・地域の課題
解決に向けた動きの進展

① 関わる人々の意識改革
(当事者意識)

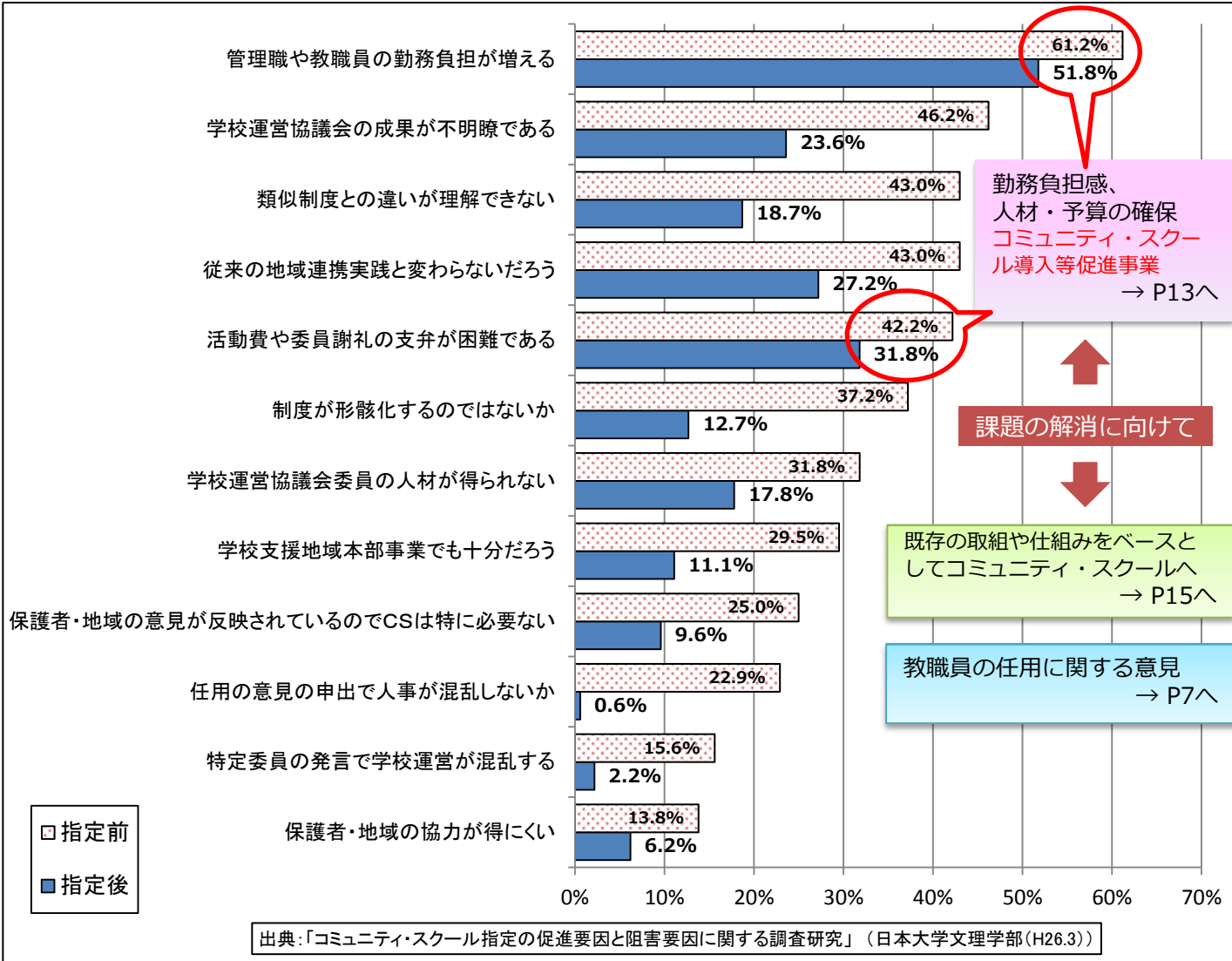
② 保護者・地域住民の教育活動への参画
学校・家庭・地域の連携強化

学校運営協議会は、学校の良きパートナーになるものです。

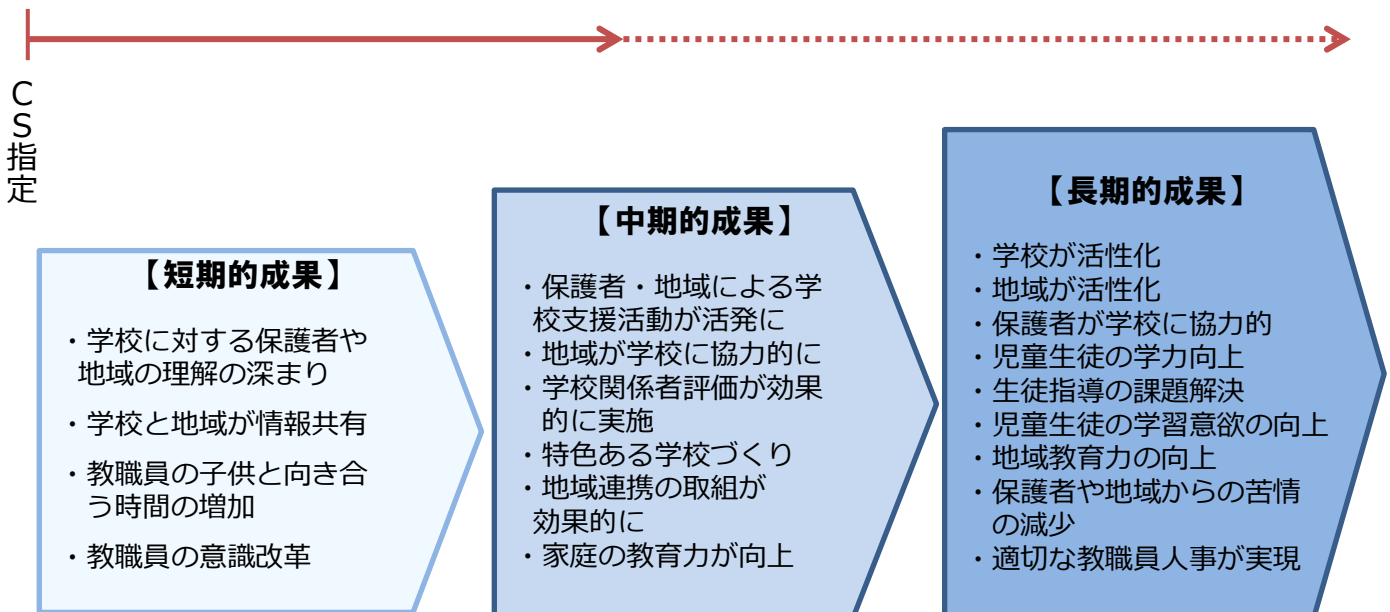
課題の解消

コミュニティ・スクールに指定された学校では、指定前にコミュニティ・スクールに対して課題と感じていたことが、**指定後には解消**されています。

【コミュニティ・スクール「指定前」と「指定後」の教職員の意識の変化】



コミュニティ・スクールの指定経験の長い学校で、成果の認識が高くなる傾向があります。



教育委員会が作成する「学校運営協議会規則」作成のポイント

管内の学校等をコミュニティ・スクールに指定する教育委員会は、教育委員会規則として「学校運営協議会規則」を制定する必要があります。

(学校運営協議会規則の項目：例)

目的

趣旨

指定

学校運営に関する基本的な方針の承認

学校運営等に関する意見の申し出

学校運営等に関する評価及び情報提供

住民参画の促進等

委員の任命

守秘義務等

任期

報酬

会長及び副会長

議事

会議の公開

研修

指導及び助言

指定の取消し

委員の解任

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」による規則であることを明記します。

○校長の作成する学校運営の基本方針を承認すること（必須）

○学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること（任意）

○教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができること（任意）

学校運営協議会を設置した自治体の中には、学校と地域との信頼関係・協働体制の構築をまずは目指して、「教職員の任用に関する意見」を学校運営協議会の主活動に位置付けない運用から始めるなど、段階的に発展していった事例も見られます。

PDCAサイクルを機能させるために、学校関係者評価に関する項目を、規則で定めるところがあります。

学校支援地域本部事業を行っている自治体を中心に、学校支援の機能を規則に定めるところがあります。

学校運営協議会委員の具体的な任免の手続きや任期は、教育委員会規則で定め、教育委員会が任命します。委員は、校長が作成する基本方針の承認等の一定の権限を持つことから、特別職非常勤の地方公務員として任命されます。また、学校運営協議会委員のその性質上、守秘義務等についても教育委員会規則で定めることが適当です。校長の推薦により、教育委員会が委員を任命している事例もあります。

【More detail】

規則例については「学校運営協議会規則例」（→P25）を御覧ください。

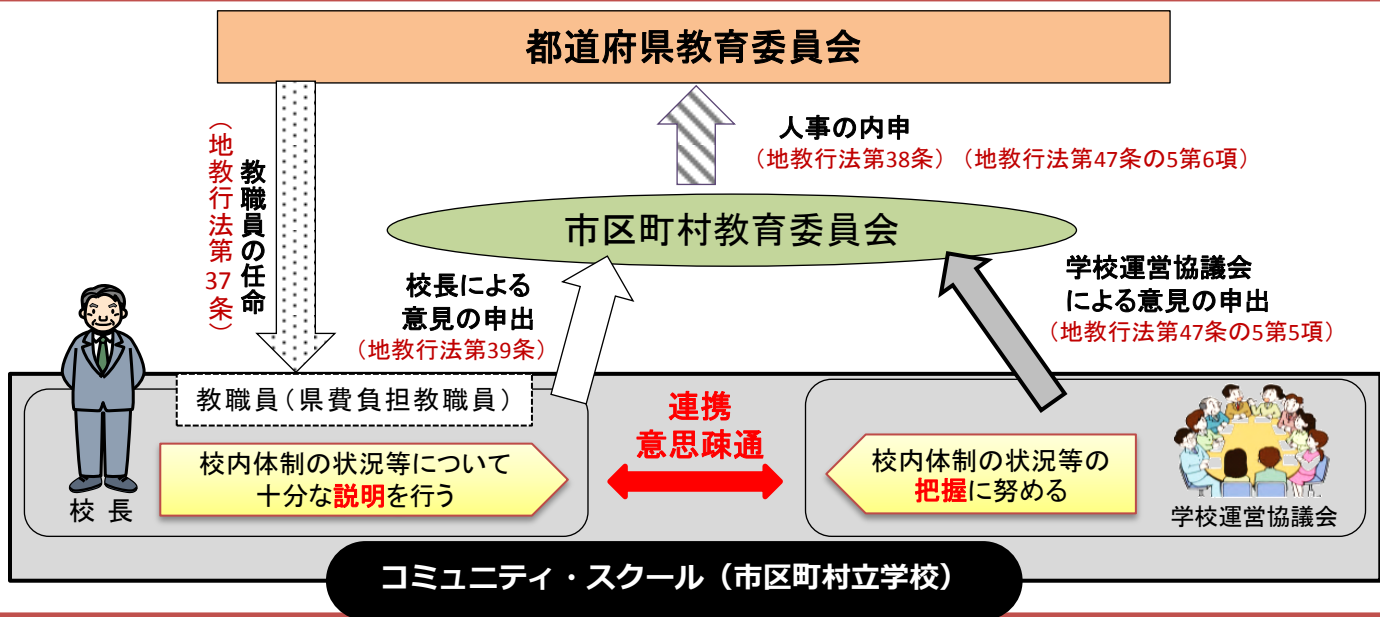
【学校運営協議会の承認が得られない場合の対応】

学校運営協議会と校長の意見が異なり、校長が策定した基本方針について承認を得られない場合、校長と学校運営協議会は議論を尽くして、成案を得るように努めなければなりません。仮に、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠いてしまっていること等を理由に承認を得られない場合は、校長は承認を得ずに学校運営を行うことができます。そうした状況が継続する場合には、教育委員会は指定の取消しを含めた必要な措置を行うことが求められます。

【More detail】

“指定の取消し”についての詳細は「条文解説」の「五」（→P24）を御覧ください。

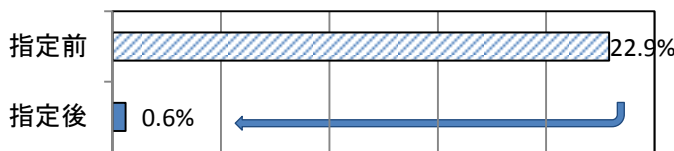
「教職員の任用に関する意見」は、**学校の課題解決**や**教育の充実**のために
校内体制の整備充実を図る観点から述べられるものです



学校運営協議会は、学校の基本方針を踏まえつつ、保護者や地域の意見を学校運営により反映し、学校運営を充実していくために必要な教職員の人事（採用、昇任、転任であり、**分限処分、懲戒処分等は含まない**）について当該学校を設置する教育委員会を通じて任命権者に意見を述べるすることができます。この際、校長は日頃より学校運営協議会に対し、**学校のビジョンや校内体制の状況等について十分に共有しておくことが重要**となります。任命権者は域内の実情を踏まえつつ、学校運営協議会からの意見を尊重するよう努めることが求められますが、**任命権者（都道府県・政令市）の任命権の行使そのものを拘束するものではありません**。また、**校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではありません**。

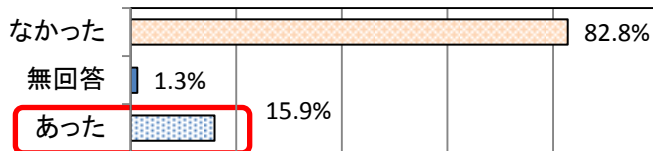
「教職員の任用に関する意見の申出」についての不安は、指定後にほぼ解消されています。

＜指定前後の課題に対する校長の認識の変化＞
任用の意見申出で人事が混乱しないか不安



実際に「教職員の任用に関する意見の申出」があったのは、**約16%**の学校です。

教職員の任用に対する意見の申出 (H16～23)



「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書」（平成24年3月、日本大学文理学部）より

「教職員の任用に関する意見」には、どのようなものがあるのですか？

「教職員の任用に関する意見の申出」は、**学校の抱える課題の解決**や**特色ある学校づくり**に必要な校内体制の整備・充実が図られるなどの意義があります。

実際に教職員の任用について意見が出された学校の割合は、指定校の**約16%**であり、意見の内容としては、教職員人事に関する**一般的要望が約64%**を占めています。

（要望：例）

- ・ 地域連携の核となる「社会教育主事」の資格を有する教員の配置を要望
- ・ 小学校における外国語活動の充実のために、「中・高の英語の免許」を持った教員の配置を要望
- ・ 若手教職員の人材育成のために、「学年主任ができるリーダー性を持った教員」の配置を要望
- ・ 「地域に根ざしたスポーツ」に関連する部活動の専門的指導ができる教員の配置を要望
- ・ 次年度は複数の学年で個別指導が必要な児童がいることから、学習支援員の複数配置を要望

学校運営協議会の設置に向けた準備

① ビジョンや課題を全員で共有し、共通の目標を設定する（目指すものは何??）

近年、学校や地域が抱えている課題は複雑かつ多岐にわたっており、学校だけ、地域だけで解決することが難しくなっています。そのため、学校は地域の意見を取り入れ、地域との協働を図りながら教育活動を展開していく必要があります。

コミュニティ・スクールは、学校と地域が課題を認識し、共通の目標やビジョンを持つことから始まります。



② 組織づくりを行う

学校運営協議会を組織するにあたっては、まず教職員・保護者・地域住民に対して、設置した目的や仕組みなどの理解を図る必要があります。そのため、学習会や先進校視察、広報活動を十分に行い、コミュニティ・スクールの運営方法等を研究する必要があります。また、小中一貫教育の組織や学校支援地域本部・学校評議員等の既存の仕組みを生かすなど、学校や地域の実情に応じた組織づくりを行います。



コミュニティ・スクール指定に向けた準備

【学校運営協議会】

- 協議する主な内容（議題）
 - ・（ ）に関する事
 - ・（ ）に関する事
 - ・（ ）に関する事
 - ・（ ）に関する事
- 人数（ ）人
- メンバー構成（ ）
- 年間活動計画の作成
- 協議会の進め方
- 協議会の名称（ ）

【部会（分科会）運営】

- （ ）部会
 - （ ）部会
 - （ ）部会
 - （ ）部会
- ※既存の組織の活用・連携

- 「学校評議員」「学校関係者評価委員会」等との一体化、「学校支援活動」に関する協議の実施に向けて

【その他】

- 教育委員会事務局との連絡調整
- 地域住民の学校運営への参画のあり方・進め方
- 家庭・地域への啓発
- 学校関係者評価の進め方
- 「〇〇〇学校 コミュニティ・スクール構想（イメージ図）」他、説明用資料の作成
- 校内に「学校運営協議会用」の部屋（スペース）の確保
- 予算案の作成

【教職員】

- 学校運営協議会設置の目的の周知
- コミュニティ・スクール担当教員の任命
- 全教職員が所属する部会の決定
- 校内分掌との関連づけ
- 学校行事との関連づけ
- コミュニティ・スクールに関する研修会の実施

【保護者】

- 保護者への周知徹底
- P T A 活動との関連づけ
- 保護者の参加・協力依頼

【地域】

- 地域の実態の把握
- 地域住民への周知
- 地域支援ボランティアの活用
- 地域学校協働本部との連携

【接続校（小・中）】

- 小・中連携のあり方を協議
- 連携（拡大）学校運営協議会のもち方
- コーディネーターの存在

学校運営協議会委員を選出するときのポイント

委員構成や人数・任期については、教育委員会規則で定めることとなりますが、実質的で活発な議論を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定できる程度の人数が必要であり、学校（校長）とともに行動し得る委員を選定することが重要です。

なお、委員には保護者や地域住民のほか、学校や地域の実情に応じて、大学教授等の有識者、学校支援地域本部関係者や教育委員会事務局職員（指導主事等）等も考えられます。

委員構成（例）

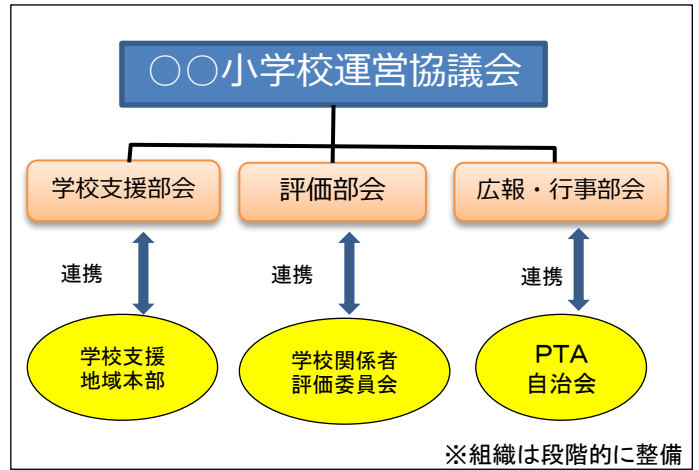
- ・自治会長
 - ・公民館長
 - ・PTA会長
 - ・支援本部コーディネーター
 - ・婦人会代表
 - ・青年会議所代表
 - ・おやじの会代表
 - ・同窓会代表
 - ・伝統芸能保存会代表
 - ・民生委員代表
 - ・接続する中学校の校長
 - ・学校担当指導主事
 - ・当該校 校長 など
- ※市区町村や学校の規模に応じて、人数には幅があります。

学校運営協議会の下部組織にいくつかの部会を置いているケースがあります。そこで、地域の人々との広いネットワークをもつコーディネーター的な役割の方が委員になるケースが多くみられます。

【More detail】

「学校運営協議会規則例」（→P25）や「条文解説」の「三」（→P23）を御覧ください。

<学校運営協議会の組織図（例）>

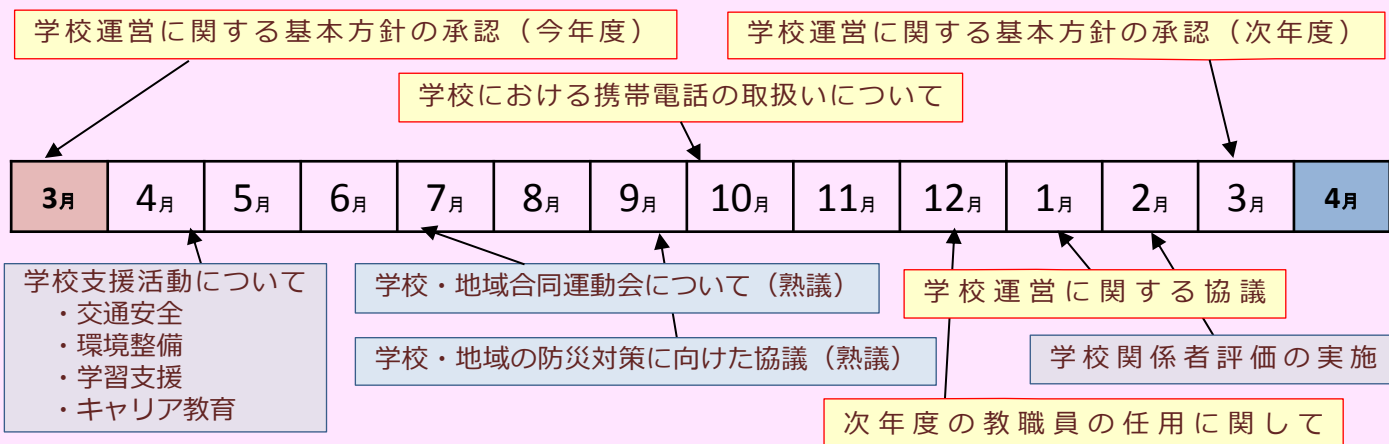


学校運営協議会で協議する内容



学校運営協議会では、学校運営に関する「基本的な方針の承認」を行い、「学校や教育委員会への意見の申出」、「教職員の任用に関する意見の申出」を行う権限が法律上定められていますが、その会議体の機能を生かして、多くの学校で「学校評価」や「学校支援活動」についても協議が行われています。また、学校や地域の課題解決に向けた協議や熟議が盛んに行われています。

【学校運営協議会・部会（委員会）開催計画：例】



「熟議」・「協働」・「マネジメント」

学校と地域の人々（保護者・地域住民等）が学校や地域の課題を共有し、共通の目標・ビジョンを持って一体となって地域の子供たちを育てていくことは、子供の豊かな育ちを確保するとともに、そこに関わる大人たちの成長も促し、ひいては地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながります。

そこで、コミュニティ・スクールに指定された学校は、次の3つの機能を備える必要があります。

① 熟議

関係者がみな当事者意識を持ち、子供たちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議（熟慮と議論）」を重ねることが大切です。

熟議の実施により、より多くの方の意見を取り上げることができます。

「熟議」とは、よりよい集団（学校）生活や人間関係を築くために、「協働して取り組む一連の自主的、実践的な活動」を「話し合い」を重ねながら生み出そうというものです。具体的には、下記のようなポイントを満たしたプロセスを指します。

1. 多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まって、
2. 課題について学習・熟慮し、議論をすることにより、
3. 互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、
4. それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、
5. 個々人が納得して自分の役割を果たすようになる



【熟議：テーマ例】

子供たちがどう育ってほしいか	学校と地域と一緒にやれることは	「いじめ」を撲滅するには
子供たちの「学力」を向上させるには	地域の力をどう子供たちの教育に生かすか	下校時の安全をどう確保するか
あいさつ日本一の町をめざすために	学校と地域の合同運動会について	携帯電話の取扱いについて
郷土学習で何を子供たちに伝えるか	統合する学校の子供たちにできることは何か	地域に貢献できることは何か

【熟議：展開例（約60分）】

※別冊「ワークショップのすすめ」に詳しい展開例を掲載しています。

①オリエンテーション	5	なぜ、熟議開催に至ったかを改めて確認する。
②テーマに関わる資料の共有	10	テーマについての知識・背景を共有する。
③熟議（前半）スタート	20	自己紹介→意見（思い）をたくさん出す（付箋を利用）。
④熟議（後半）スタート	15	前半で出た意見について、方向性をもって話し合う。
⑤グループごとの発表	5	各グループ1分程度でまとめ、全体で発表する。
⑥終わりの挨拶	5	今後の話し合いの場をどこでもつかを提案する。

「熟議」で提案されたプランを、課題解決や目標達成に向けた具体的な取組につなげていきます。

② 協働

「熟議」の実施を通して学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、学校運営に地域の人々が「参画」し、共通の目標に向けて「協働」して活動していくことが大切です。

③ マネジメント

その中核となる学校は、校長のリーダーシップのもと、目指すべきビジョンの達成に向かって学校内の組織運営を管理することにとどまらず、地域との関係を構築し、地域人材や資源等を生かした学校運営を行っていく力が必要です。

都道府県・市区町村教育委員会の役割と推進方策

今後、各地方公共団体は、全ての学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、一層の拡大・充実が必要との認識に立って、積極的な姿勢で取組を推進していくことが求められます。

都道府県教委の役割

「教育振興基本計画」への位置づけ、ビジョンと推進目標の明確化

域内市区町村の教育委員会や学校関係者等に対し、コミュニティ・スクール等への理解促進を図るとともに、管理職等への研修会の企画・実施等の推進が求められます。

- ・域内市区町村の教育長及び教育委員のための研修と熟議の充実、市区町村全域への指定の促進
- ・都道府県としてのコミュニティ・スクールの推進の在り方等を協議する「コミュニティ・スクール等推進協議会」（仮称）の設置
- ・域内市区町村におけるコミュニティ・スクールの導入の促進や取組の充実のための財政支援
- ・域内市区町村教育委員会や学校関係者等を対象としたフォーラムの開催
- ・都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進

・自治体内のチームとしての連携・協働体制の強化
(学校教育担当課、社会教育担当課)

・管理職等のマネジメント力向上のための研修機会・内容の充実

・地域連携担当教職員の明確化
(社会教育主事有資格者や事務職員
の積極的な活用)

・「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を踏まえた業務改善の推進

・学校運営協議会委員や学校・地域関係者等の研修機会・内容の充実や熟議の場の充実

市区町村教委の役割

「教育振興基本計画」への位置づけ、ビジョンと推進目標の明確化

自身の設置している学校の将来像を校長と共有するとともに、地域との連携・協働体制を確立するため、コミュニティ・スクールの推進を支援することが求められます。

地域住民や保護者等に対しても、取組の必要性や成果を広く周知するなど、学校への理解と参画を促す環境づくりが重要です。

- ・学校関係者、地域住民等に対する積極的な普及・啓発（国の制度等活用説明会も活用したフォーラムや研修会等の開催、熟議の場づくりなど）
- ・コミュニティ・スクール未導入地域における取組の推進（国の支援事業の積極的活用）
- ・地域住民や保護者等の参画促進、関係機関・団体等の連携・協働の促進

幼稚園、高等学校、特別支援学校の特性を踏まえた在り方

子供たちの生きる力は地域や社会の多様な人々と関わる中で育まれるものであることは、どの段階においても変わるものではありません。地域や社会を支える子供たちを育成していくためにも、学校種の特性を生かしつつ、幼児・児童・生徒の発達段階等に応じて、地域や社会との協働体制を構築していく必要があります。

幼稚園

- 幼児期に家庭や地域の人々など様々な人に愛情を持って関わってもらうことが重要です。
- 学校運営協議会を地域において幼児期から子供の育ちを一体的に考える場としていくことが重要です。卒園児の保護者や地域の小学校や教育・保育施設との円滑な連携の推進等が期待されます。

小・中学校 義務教育学校



特別支援学校

- 学校運営協議会を通じて、地域住民や保護者等に加え、医療、保健、福祉等の代表の協力を得ることで、子供たちが自立し社会参加できる環境の充実を図ることが期待されます。
- センター的機能の役割を果たす特別支援学校が有する資源の有効な活用を図ることを通じて、地域の活性化に貢献していくことも期待されます。

高等学校

- 高等学校において広く地域や社会の参画・協力を促進することは、学校運営の改善につながり、キャリア教育の推進や学校の魅力化、特色づくりに資するものです。
- これまで培われた地域や社会との関係を生かして、学校運営協議会を通じ、地域住民や近隣の大学の教員、地元の商店街、企業、NPO等の団体、地方公共団体等の協力を得ることが期待されます。
- 地域の差し迫った課題を、高校生自らが地域と協働して解決していく地域課題解決型学習を実施するなど、高等学校と地域の双方向的な魅力を発信することも期待されます。



コミュニティ・スクールを導入している学校（園）の特徴

幼稚園	高等学校	特別支援学校
<ul style="list-style-type: none"> ・幼小中一貫教育を進める統合運営型CS ・地域の人々との交流を通じた豊かな心の育成 ・3つのプロジェクト（親子の育ち・教育研究・伝統文化）による地域との連携 ・学校支援地域本部との関連を重視した教育活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した教育活動（キャリア教育と探究学習） ・企業、大学との連携による専門教育への取組（医療・福祉、英会話） ・地域に根ざした学校づくり（生徒流出という課題解決に向けた取組） ・高校生のアイデアを元にした地元の商品開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との双方向の連携、協働による、障害のある児童生徒にとって身近な生活の場単位での学びと育みの場づくり ・小・中学校との交流、共同学習の充実 ・障がいのある子供たちの地域生活を支えるネットワーク会議の開催（高等部をもつ特別支援学校としての企業・施設・団体等との関係づくり） ・地域と連携・協働して行う防災教育
特徴的な委員構成（抜粋）		
<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成協議会会長 ・コミュニティセンター長 ・地区主任児童委員 ・商工会青年部長 ・老人クラブ代表 ・スポーツ少年団代表 ・ボランティア団体代表 ・町内会長 ・民政委員 ・主任児童員 ・学識経験者（大学教授） 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術顧問 ・学識経験者（大学教授） ・工業会会長 ・青年会議所代表 ・企業オーナー ・市町教育長（県立高等学校） ・市役所総務課長 ・同窓会代表 ・地区防災担当 ・中学校長 ・ボランティアガイド 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・教育コーディネーター ・関係機関代表（手をつなぐ育成会等） ・学習活動施設代表（体育館、図書館） ・大学教授 ・民生児童員代表 ・まちづくりセンター代表 ・市福祉課長 ・福祉施設長 ・自治連合会代表

文部科学省では、コミュニティ・スクールの導入に向けて動き始めた地域や、導入して間もない地域に対する支援策を講じ地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールについて、一層の拡大・充実を図っています。

導入の促進

- コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくり
- ★ 別途、教員・事務職員の加配措置あり

取組の充実

- コミュニティ・スクール導入後における運営体制づくり（CSディレクター※2配置を含む）

研修の充実

- 学校運営協議会委員の研修等への支援
- 都道府県・政令市・中核市対象

- ※1 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1 / 3ずつ負担。
- ※2 CSディレクター：コミュニティ・スクールの運営や学校種間の調整、分野横断的な活動の総合調整など統括的な立場で調整を行う地域人材。
- ※3 2/3の自治体の負担分については、地財措置があります。

補助事業を活用し、コミュニティ・スクールを導入した（例）

導入の促進（1年目）

導入の促進（2年目）

- ・管理職の研修
- ・家庭・地域への情報提供
- ・研究推進の組織体制づくり
- ・研究推進委員の選定・任命
- ・推進会議の開催
- ・先進校視察
- ・文科省制度等説明会の実施
- ・CSマイスターによる講演会
- ・CS推進フォーラムへの参加

- ・教職員の研修
- ・啓発リーフレットの作成
- ・部会組織づくり
- ・学校関係者評価の実施
- ・準備委員会の開催
- ・各組織・団体との連絡調整
- ・ボランティアの募集
- ・CSマイスターを招いての研修会の開催
- ・CS推進フォーラムへの参加

（指定1年目）

（指定2年目）

取組の充実（1年目）

取組の充実（2年目）

- ・学校運営協議会委員の選定
- ・コーディネーターの配置・活用に関する研究
- ・家庭・地域への支援活動協力の呼びかけ
- ・小中連携拡大運営協議会の開催
- ・校務分掌と実働部隊の協働に関する研究
- ・CS推進フォーラムへの参加
- ・熟議の実施

（〇〇市教育委員会指定）コミュニティ・スクール

〇〇市教育委員会 コミュニティ・スクール実践研究指定校

〇〇市教育委員会
「〇〇市学校運営協議会規則」の検討

〇〇市教育委員会
「〇〇市学校運営協議会規則」の作成
→教育委員会会議で採決

<研修の充実> ◇◇県・市教育委員会
・管理職対象研修会
・市区町村教委担当指導主事研修会
・コーディネーター養成講座

CSマイスター派遣事業・制度等説明会を実施しています！

CSマイスター派遣

検索

文部科学省では、コミュニティ・スクールの推進に向け、積極的な支援を行っていくこととしています。その一環として、保護者や地域住民等との協働による学校づくりの推進に資するために、CSマイスターの派遣及び制度等説明会を実施しています。

- 「地域とともにある学校づくりの推進に向けたコミュニティ・スクール推進員派遣事業及び制度等活用説明会」の実施について → ホームページから「[申込用紙](#)」（EXCEL）をダウンロードできます